

岐阜県公報

第 千 九 百 八 十 三 号
平 成 二 十 年 九 月 十 九 日
(金曜日)

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課 六三^{ページ}五)

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会 六三五)

○設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同 六三六)

○政治団体の異動事項の公表

(同 六三七)

○解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同 六三七)

○指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同 六三八)

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課 六三八)

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同 六三八)

○土地改良事業の工事の完了

(農地計画課 六三九)

告 示

岐阜県告示第五百七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
松岡商事株式会社	松岡 敏郎	大垣市三本木二丁目七番地	平成二〇・八・三一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年九月十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 平成20年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,695,380人

2 総数の50分の1の数

33,908人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

349,230人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	336,136	112,046
大垣市	145,291	48,431
高山市	77,744	25,915
多治見市	93,580	31,194
関市	74,276	24,759
中津川市	68,406	22,802
美濃市	19,526	6,509
瑞浪市	32,625	10,875
羽島市	54,193	18,065
恵那市	45,494	15,165
美濃加茂市	39,040	13,014
土岐市	50,471	16,824

各務原市	117,441	39,147
可児市	92,896	30,966
山県市	24,951	8,317
瑞穂市	38,150	12,717
飛騨市	23,513	7,838
本巣市	42,242	14,081
郡上市	38,862	12,954
下呂市	31,037	10,346
海津市	31,988	10,663
羽島郡	36,035	12,012
養老郡	26,556	8,852
不破郡	29,725	9,909
安八郡	19,949	6,650
揖斐郡	59,226	19,742
加茂郡	46,027	15,343

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおり公示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政 党 の 名 称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
うかい伸幸後援会	小木曾 孝 章	稲垣 利 彦	恵那市三郷町佐々良木1474—5			
大垣市古田はじめを育てる会	田 中 良 幸	米 山 幹 生	大垣市桐ヶ崎町93			
こうけつみつる後援会	額 額 満	額 額 幸 恵	恵那市大井町836			
桜井こうじ後援会	桜 井 幸 二	桜 井 幸 二	各務原市川島河田町1006—1—1			
松原たけのり後援会	松 原 武 徳	松 原 京 子	羽島郡岐南町薬師寺5—23			

岐阜県選挙権者調査委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり表示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県選挙権者調査委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党岐阜南町支部	代 表 者 主たる事務所の所在地	小 出 悦 司 羽島郡岐南町徳田9—52	小 嶋 英 雄 羽島郡岐南町伏屋9—90
自由民主党岐阜県とせわ会支部	会計責任者	谷 津 剛 也	竹 内 重 隆
自由民主党岐阜県民間国際協力推進支部	代 表 者 主たる事務所の所在地	馬 場 勝 太 郎 各務原市各務おがせ町3—252	鈴 木 彰 二 岐阜市司町1

民主党岐阜県第4区総支部	代 表 者 主たる事務所の所在地	平 田 健 二	園 田 康 博
岐阜県獣医師会政治連盟	主たる事務所の所在地	岐阜市金町1—23	美濃加茂市中富町1—5—18
くまがいだちここの町クウラ	代 表 者	美濃加茂市新池町1—8—28	岐阜市下奈良2—2—1
杉山茂後援会	代 表 者 主たる事務所の所在地	田 辺 初 代	山 崎 和 子
	代 表 者	清水 義 弘	小 川 良 雄
	主たる事務所の所在地	清 水 義 弘	揖斐郡大野町大衣裳174

岐阜県選挙権者調査委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、政治団体の異動届が提出されたので、同法第三条の規定により、その名称等を次のとおり表示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県選挙権者調査委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党明智町支部	山田 幸典	藤崎 和俊	恵那市明智町八斗町869—1— ²	平成20年7月20日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
くまがいさちこ・この町クラフタ牧支部	山崎 和子	熊谷 今日子	瑞穂市祖父江227	平成20年7月30日			
日本大経夫後援会	田木 由子	田木 太希夫	羽島市江吉良町191—2	平成19年5月1日			

岐阜県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
桜井 幸二	各務原市議会議員	桜井こうじ後援会	各務原市三島河田町1006—1— ¹	桜井 幸二
松原 武徳	岐南町長	松原たけのり後援会	羽島郡岐南町薬師寺5—23	松原 武徳

公 示

。特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年八月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人GKサポーターズ
- 三 代表者の氏名 高橋 幸子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市又丸村中三七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市及び周辺の市町村に対して、学校給食に関する事業を行い、学校給食を通して、子どもの健康保持・増進と健全育成に貢献し、あわせてまちづくり及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人情報障がい者のためのアクセシブルデータを考える会WISTARIA BOOK
- 三 代表者の氏名 藤本 明成
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武中四丁目一番五―二〇二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、通常の形態では情報を手しにくい、いわゆる情報障がい者の自立・社会参加・職業能力の向上を目指して、情報提供および支援事業を行い、情報化社会の発展、福祉の増進、社会教育の推進及び文化の振興に寄与することを目的とする。

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営畑地帯総合土地改良事業	上野地区	平成二〇・七・三一

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営湛水防除事業	中須川地区	平成二〇・三・一二

平成二十年九月十九日印刷
平成二十年九月十九日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷所
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円 (送料共、消費税二、二八六円を含む。)